

平田村支援事業所運営規程

(居宅介護及び重度訪問介護)

施行 平成18年10月1日

改正 平成19年 1月 1日

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人平田村社会福祉協議会が設置する平田村支援事業所(以下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護及び重度訪問介護(以下「居宅介護等」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、障害者等(以下「利用者」という。)及び障害児の保護者(利用者を含め、以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 居宅介護等の実施に当っては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護等のサービスの提供ができるよう努めるものとする。

3 居宅介護等の実施に当っては、地域との結び付を重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」(平成18年厚生労働省令第 号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第3条 社会福祉法人平田村社会福祉協議会は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 平田村支援事業所

(2) 所在地 福島県石川郡平田村大字永田字戸花150番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者1名(常勤職員) 管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し、法令等において規定されている居宅介護等の実施に関する規定を遵守させるた

め必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 介護福祉士1名(常勤職員) サービス提供責任者は、居宅介護等の計画を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明のうえ交付するほか、事業所に対する居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

- (3) 従業者5名 従業者は、居宅介護等の計画に基づき居宅介護等の提供にあたる。

- (4) 事務職員1名(常勤職員1名) 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月4日までを除く。

- (2) 営業時間 午前7時から午後7時までとする。

- (3) サービス提供日 日曜日から土曜日までとする。

- (4) サービス提供時間 午前7時から午後7時までとする。

- (5) 前第1号、第2号に掲げるもののほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者(18歳未満の者を除く。)

- (2) 知的障害者(18歳未満の者を除く。)

- (3) 障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)

(居宅介護等の内容)

第8条 事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護等の計画の作成

- (2) 身体介護に関する内容

ア 食事の介護

イ 排せつの介護

ウ 衣類着脱の介護

エ 入浴の介護

オ 身体の清拭、洗髪

カ その他必要な身体の介護

- (3) 家事援助に関する内容

ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修

ウ 住居等の掃除、整理整頓

エ 生活必需品の買い物

オ 関係機関との連絡

カ その他必要な家事

- (4) 重度訪問介護に関する内容

重度の肢体不自由者で常時介護を有する障害者に対して、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

前第2号から第4号に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から法第29条第3項又は法第30条第2項の規定により算定された介護給付費若しくは特例介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 第11条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を支給決定障害者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1) 通常の実施地域の境界から片道1キロメートルにつき 25円

4 利用者の自己都合でサービスを中止した場合の利用料金の取り扱いは次のとおりとする。ただし、事業所の都合により利用を中止した場合はその限りではない。

(1) 利用の当日午前8時15分まで当センターへ連絡があった場合 無料

(2) 利用の当日午前8時15分までに当センターに連絡がなかった場合 利用者宅までの往復の路程1キロメートルにつき25円を乗じた額とする。

5 前第3項、第4項の費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

6 前第1項から第4項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法第17条の10第1項に規定する指定施設支援、又は知的障害者福祉法第15条の11第1項に規定する指定施設支援を受けたときは、当該支給決定障害者等が当該同一の月に受けた指定障害サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額、身体障害者福祉法による指定施設支援に係る同法第17条の10第2項第2号に掲げる額(同法第17条の13の2の適用がある場合にあっては、同法第17条の10第2項第2号に掲げる額を下回る範囲内において市町村長が定めた額)及び知的障害者福祉法による指定施設支援に係る同法第15条の11第2項第2号に掲げる額(同法第15条の14の2の規定の適用がある場合にあっては、同法第15条の11第2項第2号に掲げる額を下回る範囲内において市町村長が定めた額)の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者自立支援法施行令第17条第1項に規定する負担上限月額、又は同令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法による指定施設支援及び知的障害者福祉法による指定施設支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、平田村の全域とする。

(緊急時における対応方法)

第 12 条 現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者に症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第 13 条 提供した居宅介護等に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定居宅介護等に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により福島県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは指示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護等事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市町村、又は福島県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村、又は福島県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 事業所は、の職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
- (2) 継続研修 年 1 回以上

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に盛り込むものとする。
- 4 事業所は他の指定居宅介護等事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用は等並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者等に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人平田村社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 「平田村支援事業所運営規程（平成 16 年 4 月 1 日施行）は、平成 18 年 9 月 30 日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。